

## 第 7 章 水 位 情 報

### I 水位情報の通知

国土交通大臣又は鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下この章において同じ。）に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

### II 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

#### 1 水位周知河川の名称及びその区域

| 河川の名称 |           | 区 域                                                                 |
|-------|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 川内川   | 支川<br>羽月川 | 左岸 伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで<br>右岸 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで |
| 肝属川   | 支川<br>下谷川 | 左岸 鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで<br>右岸 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで          |

#### 2 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

| 河川名 | 通 知 者     | 水防管理団体（水防管理者名） |
|-----|-----------|----------------|
| 羽月川 | 川内川河川事務所  | 伊佐市（伊佐市長）      |
| 下谷川 | 大隅河川国道事務所 | 鹿屋市（鹿屋市長）      |

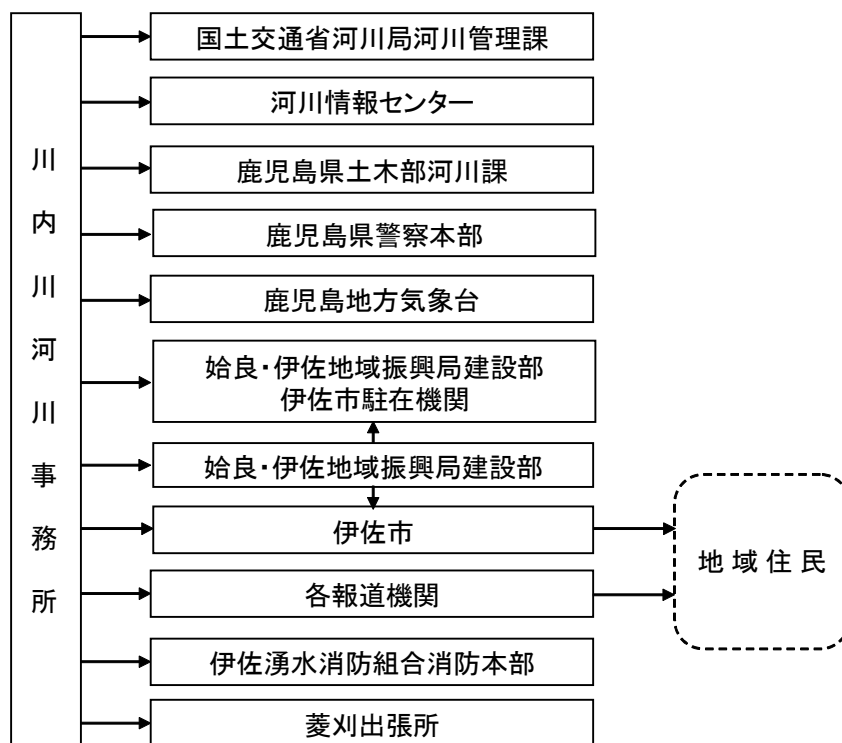
#### 3 水位周知河川の避難判断水位

| 河川名 | 観測所名 | 地先名              | 水防団<br>待機水位 | はん濫<br>注意水位 | 計画高<br>水位 | 避難判断<br>水位 |
|-----|------|------------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 羽月川 | 花北   | 伊佐市菱刈下手<br>877の2 | m<br>4.30   | m<br>5.10   | m<br>7.50 | m<br>6.20  |
| 下谷川 | 鉄道橋  | 鹿屋市新栄町           | 2.40        | 3.10        | 4.26      | 3.50       |

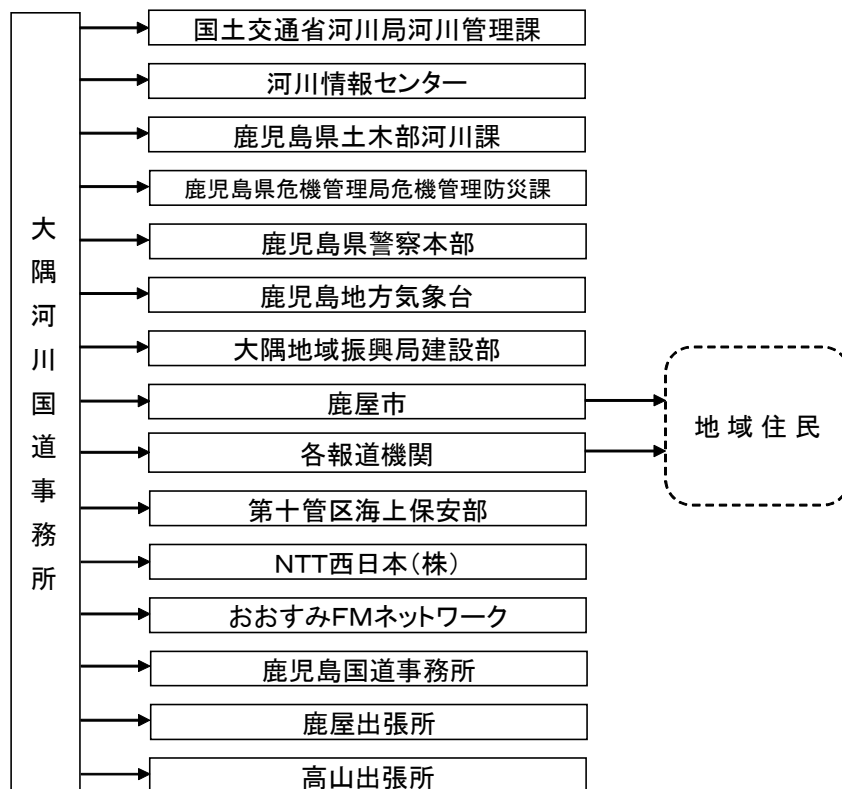
#### 4 水位情報の通知

水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、避難判断水位に達したときは、直ちに以下に示す体系図により水位情報を通知する。

##### (1) 羽月川



##### (2) 下谷川



### Ⅲ 鹿児島県知事が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

#### 1 水位周知河川の名称及びその区域

| 河川の名称 |         | 区 域                                                                             |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 甲突川   | 幹川      | 鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ヶ谷滝から海まで                                                       |
| 川内川   | 支川・平佐川  | 薩摩川内市永利町赤坂橋から支川隈之城川合流点まで                                                        |
| 天降川   | 幹川      | 左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る<br>右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る   |
|       | 支川・手籠川  | 左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで<br>右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで     |
|       | 支川・郡田川  | 左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで<br>右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで |
| 米之津川  | 幹川      | 左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで<br>右岸 出水市上鯖渚字鯖渚原2379番2地先から海まで                          |
| 神之川   | 幹川      | 日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る                                                              |
|       | 支川・長松川  | 日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで                                                          |
|       | 支川・下谷口川 | 日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで                                                         |
| 花渡川   | 幹川      | 左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで<br>右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで                                 |
|       | 支川・中洲川  | 枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで                                                            |
| 雄川    | 幹川      | 左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで<br>右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで                            |
| 新川    | 幹川      | 鹿児島市小野町紅葉橋から海まで                                                                 |
| 稲荷川   | 幹川      | 左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで<br>右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで                               |
| 永田川   | 幹川      | 鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで                                                               |
| 本城川   | 幹川      | 垂水市高城の場橋から海まで                                                                   |
|       | 支川・井川   | 垂水市新御堂五反田橋から海まで                                                                 |

## 2 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

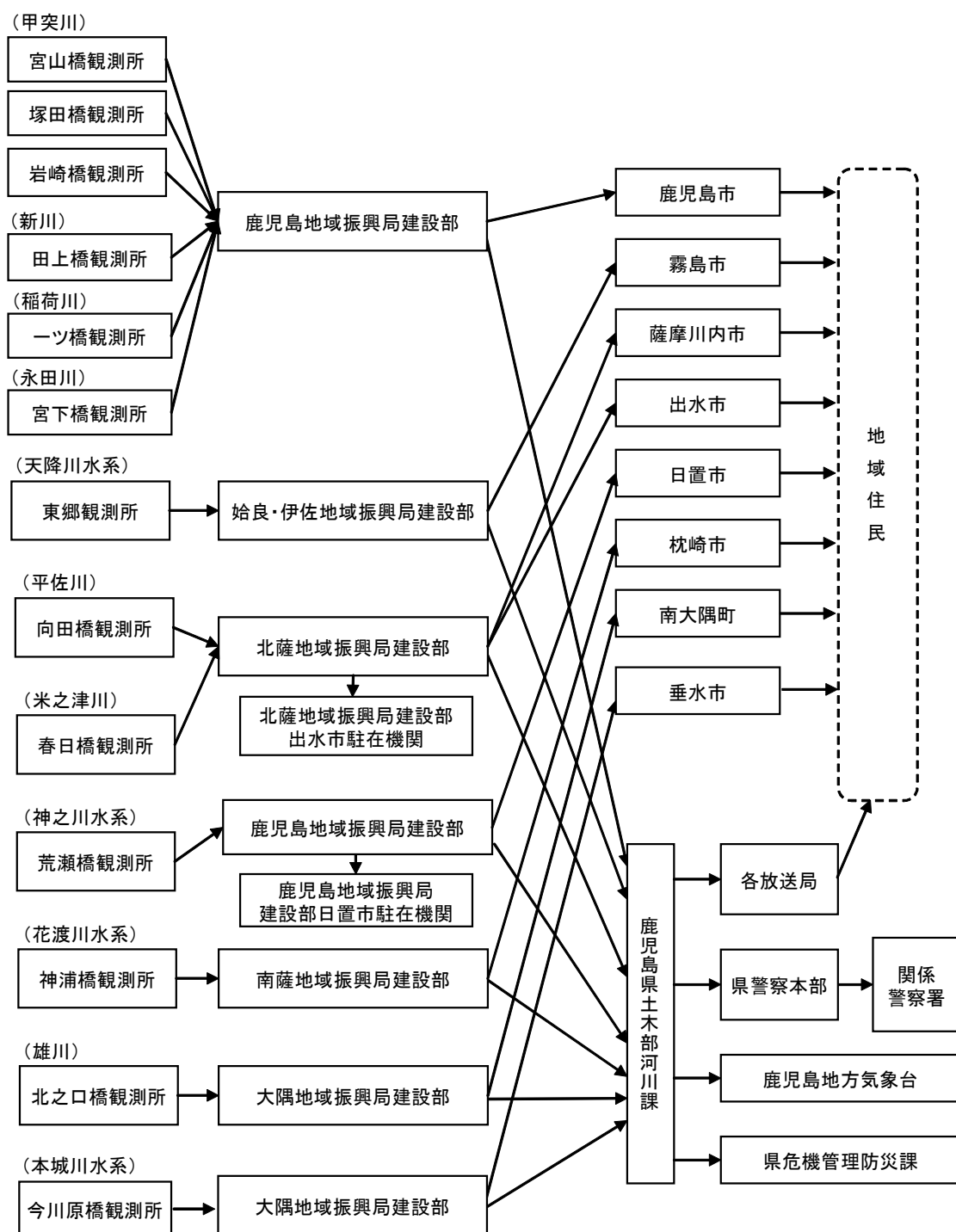
| 河川名                | 発令者         | 水防管理団体（水防管理者名） |
|--------------------|-------------|----------------|
| 甲突川                | 鹿児島地域振興局長   | 鹿児島市（同市長）      |
| 平佐川                | 北薩地域振興局長    | 薩摩川内市（同市長）     |
| 天降川                | 始良・伊佐地域振興局長 | 霧島市（同市長）       |
| 手籠川                |             |                |
| 郡田川                |             |                |
| 米之津川               | 北薩地域振興局長    | 出水市（同市長）       |
| 神之川<br>長松川<br>下谷口川 | 鹿児島地域振興局長   | 日置市（同市長）       |
| 花渡川<br>中洲川         | 南薩地域振興局長    | 枕崎市（同市長）       |
| 雄川                 | 大隅地域振興局長    | 南大隅町（同町長）      |
| 新川                 | 鹿児島地域振興局長   | 鹿児島市（同市長）      |
| 稲荷川                |             |                |
| 永田川                |             |                |
| 本城川                | 大隅地域振興局長    | 垂水市（同市長）       |
| 井川                 |             |                |

### 3 水位周知河川の避難判断水位

| 河川名                     | 観測所名            | 地 先            | 水防団<br>待機水位 | はん濫<br>注意水位 | はん濫<br>危険水位 | 避難判断<br>水 位 |
|-------------------------|-----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 甲 突 川                   | 宮山橋<br>(上流)     | 鹿児島市郡山町        | m<br>1.63   | m<br>1.78   | m<br>2.40   | m<br>1.89   |
|                         | 塚田橋<br>(下流)     | 鹿児島市小山田<br>町塚田 | 3.02        | 3.34        | 4.34        | 3.55        |
|                         | 岩崎橋<br>(下流180m) | 鹿児島市下伊敷<br>一丁目 | 4.19        | 4.78        | 6.29        | 5.04        |
| 平 佐 川                   | 向田橋             | 薩摩川内市向田<br>町   | 3.47        | 4.07        | 5.57        | 4.67        |
| 天 降 川<br>手 籠 川<br>郡 田 川 | 東郷              | 霧島市隼人町東<br>郷   | 4.40        | 5.40        | 6.40        | 6.40        |
| 米之津川                    | 春日橋<br>(下流)     | 出水市上知識         | 4.10        | 4.40        | 5.60        | 4.90        |
| 神之川<br>長松川<br>下谷口川      | 荒瀬橋<br>(下流)     | 日置市伊集院町<br>徳重  | 2.26        | 2.75        | 3.65        | 2.91        |
| 花渡川<br>中洲川              | 神浦橋             | 枕崎市西鹿籠         | 2.10        | 2.60        | 3.40        | 2.90        |
| 雄川                      | 北之口橋<br>(下流)    | 南大隅町根占川<br>北   | 2.98        | 4.26        | 5.88        | 4.77        |
| 新川                      | 田上橋<br>(下流)     | 鹿児島市田上一<br>丁目  | 1.14        | 1.69        | 2.50        | 2.06        |
| 稲荷川                     | 一ッ橋<br>(下流)     | 鹿児島市池之上<br>町   | 2.25        | 2.70        | 3.90        | 3.00        |
| 永田川                     | 宮下橋<br>(下流)     | 鹿児島市中山町        | 2.22        | 2.57        | 3.49        | 2.80        |
| 本城川<br>井川               | 今川原橋<br>(上流)    | 垂水市高城          | 1.25        | 1.76        | 3.30        | 2.02        |

#### 4 水位情報の通知

- (1) 水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、避難判断水位に達したときは、直ちにその旨を鹿児島県土木部河川課（以下、河川課）及び関係する水防管理団体に連絡する。
- (2) 水位情報の通知を受けた河川課は、その水位情報を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水位情報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて地域住民の避難その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水位情報の通知系統図は、次のとおりである。



(参考) 水位情報の例 (米之津川)

## 米之津川はん濫警戒情報

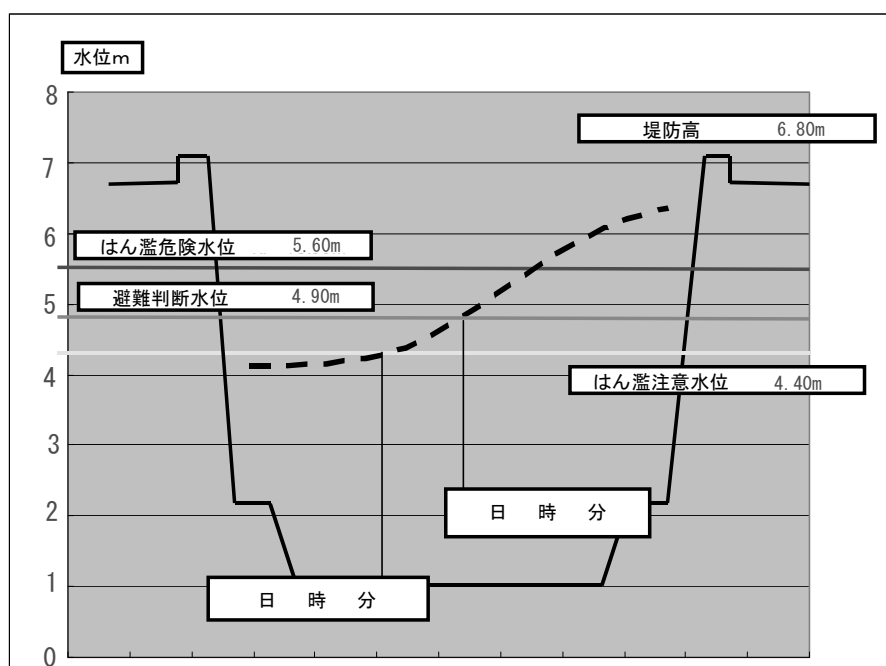
平成 年 月 日 時 分  
鹿児島県北薩地域振興局発表

米之津川は、 時 分に、出水市上知識の春日橋観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である避難判断水位 4.90m に達しました。 ※避難判断水位…水防法第13条で規定される特別警戒水位

春日橋観測所では、 時～ 時の1時間に、約 m水位が上昇  
今後とも水位の上昇が見込まれます。

また、 時 分現在、春日橋観測所付近の水位は、堤防の上まで  
あと mとなっています。(場所によってはもっと小さい値となっています。)

(参考) 米之津川 春日橋観測所 (出水市上知識)



市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

問い合わせ先 鹿児島県北薩地域振興局建設部土木建築課  
出水市駐在機関  
担当 電話

( 発信者 鹿児島県 )

## 第 8 章 ダムの洪水調節と通報

### I 鶴田ダムの洪水調節と通報

#### 1 洪水調節等

##### (1) 洪水

洪水は、貯水池への流入量が毎秒 600 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

##### (2) 洪水期間と制限水位及び予備放流水位

###### ア 洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年 6 月 11 日から 10 月 15 日までの期間で、毎年 10 月 16 日から翌年 6 月 10 日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位（以下「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる水位とし、洪水期間においては洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- 一 毎年 6 月 11 日から 7 月 20 日までの期間  
標高 133.0 メートル
- 二 毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間  
標高 135.0 メートル
- 三 毎年 8 月 21 日から 8 月 31 日までの期間  
標高 138.0 メートル
- 四 毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間  
標高 149.0 メートル
- 五 毎年 10 月 1 日から 10 月 15 日までの期間  
標高 157.0 メートル

なお、貯水池の満水位は標高 160.0 メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

###### イ 予備放流水位

鶴田ダム管理所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が次の各号に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

- 一 6 月 11 日から 8 月 31 日までの期間  
標高 131.4 メートル
- 二 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間  
標高 144.5 メートル



### (3) 洪水警戒体制とその処理

ア 鶴田ダム管理所長は、鹿児島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、予備放流を行うとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

イ 鶴田ダム管理所長は、洪水警戒体制をとったときは、直ちに各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 国土交通省九州地方整備局、国土交通省川内川河川事務所、鹿児島地方気象台、電源開発（株）九州支社南九州電力所その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を立て予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

### (4) 洪水調節

洪水調節は、標高131.4メートルから標高160.0メートルまでの容量最大75,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて、次の各号に定めるところによって行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要と認める場合は、次の各号に定めるところによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒600立方メートルに達した後は、毎秒{(流入量－600)×0.50＋600}立方メートルの流水を放流する。
- 二 前号の規定による放流量が毎秒900立方メートルに達した後は、10,000,000立方メートルの容量を使用するまで毎秒900立方メートルの流水を放流する。
- 三 前号による容量を使用した場合には、当該時刻以後の放流量は、当該時刻までの流入量の時間当り増加量の最大を上回らない範囲で、次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし、次式で算定された時間平均増加量が毎秒90立方メートルに達しない場合は、時間平均増加量は毎秒90立方メートルとすること。

$$Q_{i+n} = 900 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T_{i+n} - T_i) \text{ 立方メートル／秒}$$

$Q_{i+n}$  :  $T_{i+n}$  時の放流量

$Q_i$  : 第2号による容量を使用した時の流入量

$T_i$  : 第2号による容量を使用したときの時刻

$T_{600}$  : 洪水調節開始時の時刻

$T_{i+n}$  : 放流量を求める時刻

四 前号による放流量が毎秒1, 100立方メートルに達した後は, 容量を20, 000, 000立方メートル使用するまで毎秒1, 100立方メートルの流水を放流すること。

五 前号による容量を使用した場合には, 当該時刻以後の放流量は, 次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし, 時間平均増加量は, 第3号で用いた値とする。

$$Q_{i+n} = 1,100 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T'_{i+n} - T'_i) \text{ 立方メートル/秒}$$

$Q_{i+n}$  :  $T'_{i+n}$ 時の放流量

$Q_i$  : 第2号による容量を使用した時の流入量

$T_i$  : 第2号による容量を使用したときの時刻

$T_{600}$  : 洪水調節開始時の時刻

$T'_{i+n}$  : 放流量を求める時刻

$T'_i$  : 第4号による容量を使用した時の時刻

六 前号の規定による放流量が毎秒1, 400立方メートルに達した場合は, 容量を35, 000, 000立方メートル使用するまで, 毎秒1, 400立方メートルの流水を放流すること。

七 前号による容量を使用した場合には, 当該時刻以後の放流量は, 次式により算定された流水を標準として放流すること。

ただし, 時間平均増加量は, 第3号で用いた値とする。

$$Q_{i+n} = 1,400 + \frac{(Q_i - 600) \times 0.50}{T_i - T_{600}} (T''_{i+n} - T''_i) \text{ 立方メートル/秒}$$

$Q_{i+n}$  :  $T''_{i+n}$ 時の放流量

$Q_i$  : 第2号による容量を使用した時の流入量

$T_i$  : 第2号による容量を使用したときの時刻

$T_{600}$  : 洪水調節開始時の時刻

$T''_{i+n}$  : 放流量を求める時刻

$T''_i$  : 第6号による容量を使用した時の時刻

八 第1号, 第3号, 第5号及び第7号の放流量が毎秒{(最大流入量-600)×0.50+600}立方メートルで算定された流量に達した後は, 流入量が当該量と等しくなるまで放流すること。

九 第1号により算定された放流量が毎秒2, 400立方メートルに達した後は, 流入量が毎秒2, 400立方メートルになるまで, 毎秒2, 400立方メートルの流水を放流すること。

十 第8号及び第9号により放流量と流入量が等しくなった後は, 当該時のゲート開度を限度として次条により水位の低下を行うが, 制限水位に達するまで流入量の増加により再び放流量と流入量が等しくなった時は, 当該時の放流量を持続し放流を続け, その後は原則として本条該当号に移行すること。

(5) 洪水調節後等による水位の低下

鶴田ダム管理所長は、洪水期間において前条の規定により洪水調節をおこなった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において水位が制限水位を超えているときは、速やかに洪水水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(6) 洪水に達しない流水の調節

鶴田ダム管理所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認められる場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

2 放流の通報

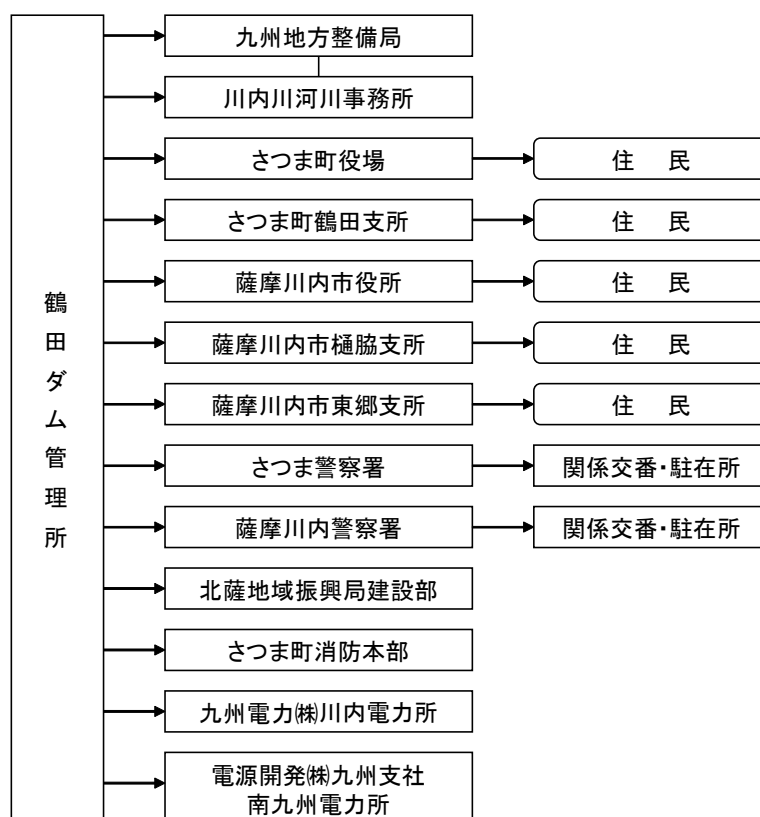
特定多目的ダム法第32条の規定により通知すべき関係市町村長及び関係警察署長、並びにその通知方法をあらかじめ定めておかなければならない。

(1) 放流連絡関係機関

ア 方法と時期

放流開始の少なくとも約1時間前に文書又は電話により、放流日時、放流量その他必要事項につき行う。

イ 系統図



## (2) 一般住民への直接通報

### ア 警報車によるもの

警報車による警報は、鶴田地区、宮之城地区、東郷地区、川内地区の順でサイレン吹鳴に引続きスピーカーにより河川水位の増加時刻及び増加見込等について広報する。警報は、各地点における水位変動の生ずる約30分前に行うものとする。

なお、警報地点は、39箇所である。

### イ 警報所によるもの

警報所による警報は、サイレンによる吹鳴（約1分、約15秒休止、約1分、約15秒休止、約1分）と附設されたスピーカーにより、ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前、神子警報所は放流開始約50分前、その他の警報所では各地点において増水する約1時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

なお、警報所は次の25箇所である。

ダム管理所、神子、前田、柏原、餅坂、屋地、城之口、園田、川口、船木、山之口、須杭、石橋、倉野、一瀬、南瀬、後ヶ原、司野、池平、上水流、東郷、烏山、白浜、天辰、大小路

## II 川辺ダムの洪水調節と通報

### 1 洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### 2 洪水警戒体制

南薩地域振興局建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) 川辺ダム流域内において連続雨量が90ミリメートルに達し、さらに時間雨量が17ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 鹿児島地方気象台から暴風警報が発令されたとき。
- (4) その他部長が必要と認めるとき。

### 3 洪水警戒体制時における措置

部長は、前記2により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課、鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

#### 4 洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

#### 5 放流に関する通知等

- (1) 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

※ 通知等を行わなければならない場合

ア ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想されるとき。

イ やむを得ず放流を行い、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

- (2) 部長は前記(1)により通知等を行う場合においては、ダム地点より野崎川合流点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

#### ※川辺ダム関係機関

| 関係機関            | 所在地・電話番号                             | 関係機関          | 所在地・電話番号                           |
|-----------------|--------------------------------------|---------------|------------------------------------|
| 鹿児島県土木部河川課      | 鹿児島市鴨池新町10-1<br>TEL 099-286-3581     | 南薩地区消防組合金峰分置所 | 南さつま市金峰町尾下1650<br>TEL 0993-77-1111 |
| 鹿児島県工業用水道部工業用水課 | 鹿児島市谷山中央2-702-13<br>TEL 099-268-7601 | 鹿児島地方気象台      | 鹿児島市東郡元町4-1<br>TEL 099-250-9913    |
| 鹿児島市水道局         | 鹿児島市鴨池新町1-10<br>TEL 099-257-7111     | 篠井堰水利組合       | 南九州市川辺町清水1399<br>TEL 0993-56-2407  |
| 南さつま市           | 南さつま市加世田川畑2648<br>TEL 0993-53-2111   | 岩屋井堰水利組合      | 南九州市川辺町清水3278<br>TEL 0993-56-1561  |
| 南九州市            | 南九州市川辺町平山3234<br>TEL 0993-56-1111    | 横手井堰水利組合      | 南九州市川辺町古殿1827<br>TEL 0993-56-2381  |
| 南九州警察署          | 南九州市知覧町郡4980-3<br>TEL 0993-83-1110   | 両添区水利組合       | 南九州市川辺町両添578<br>TEL 0993-56-2375   |
| 南さつま警察署         | 南さつま市加世田地頭所町1-2<br>0993-52-2110      | 平山区水利組合       | 南九州市川辺町平山6649<br>TEL 0993-56-2829  |
| 南さつま市消防本部       | 南さつま市加世田東本町24<br>TEL 0993-53-5070    | 田部田水利組合       | 南九州市川辺町田部田4308<br>TEL 0993-56-1614 |
| 南薩地区消防組合川辺分遣所   | 南九州市川辺町平山6934-1<br>TEL 0993-56-2001  | 九州電力万之瀬ダム     | 南九州市川辺町永田1331<br>TEL 0993-56-4417  |

### Ⅲ 大和ダムの洪水調節と通報

#### 1 洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒6.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

#### 2 洪水警戒体制

大島支庁建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 大和ダム雨量観測局において、降り始めからの雨量が70.0ミリメートルに達した後、さらに時間雨量が15.0ミリメートルを超えると予想されるとき
- (2) 先行降雨等の気象状況から水防情報班が配備が必要と判断したとき
- (3) 局地的な降雨により(1)及び(2)の基準に達したとき

#### 3 洪水警戒体制時における措置

部長は、前記2により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課、名瀬測候所及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

#### 4 洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

#### 5 放流に関する通知等

- (1) 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

※ 通知等を行わなければならない場合

ア ダムからの放流により、ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想されるとき

イ やむを得ず放流を行い、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき

- (2) 部長は前記(1)により通知等を行う場合においては、ダム地点から大和川合流地点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

※大和ダム関係機関

| 関係機関                | 所在地・電話番号                         |
|---------------------|----------------------------------|
| 鹿児島県<br>土木部河川課      | 鹿児島市鴨池新町10-1<br>TEL 099-286-3581 |
| 大和村                 | 大島郡大和村大和浜100<br>TEL 0997-57-2111 |
| 奄美警察署               | 奄美市名瀬長浜町5-2<br>TEL 0997-53-0110  |
| 大和駐在所               | 大島郡大和村大和浜107<br>TEL 0997-57-2011 |
| 大島地区消防組合<br>大和消防分駐所 | 大島郡大和村思勝485<br>TEL 0997-57-2219  |
| 名瀬測候所               | 奄美市名瀬港町8-1<br>TEL 0997-52-0375   |

#### IV 防災ダム

##### 1 操作

防災ダムの管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報又は警報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制をとるとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程の定めるところに従って操作しなければならない。

##### 2 観測と通報

防災ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を所轄地域振興局建設部等へ通報しなければならない。

##### 3 洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認めるときは、災害発生防止のため、ダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置をとるべきことを指示することができる。

※防災ダム一覧表

| ダム名     | 河川名          | 位置          | 管理者         | 管理主任<br>技術者 | 有効貯水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 堤高<br>(m) | 電話               |
|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|-----------|------------------|
| 串木野防災ダム | 五反田川         | いちき串<br>木野市 | いちき串<br>木野市 | 満菌<br>健士郎   | 1,500,000                  | 31.7      | 0996-<br>32-3081 |
| 高松防災ダム  | 高松川          | 阿久根市        | 阿久根市        | 西園善信        | 1,126,000                  | 37.0      | 0996-<br>73-0233 |
| 高尾野防災ダム | 高尾野川         | 出水市         | 出水市         | 西堂義彦        | 750,000                    | 35.0      | 0996-<br>82-0139 |
| 清浦防災ダム  | 樋脇川          | 薩摩川内<br>市   | 薩摩川内<br>市   | 久留須<br>哲郎   | 855,000                    | 38.1      | 0996-<br>44-2300 |
| 永吉防災ダム  | 永吉川<br>(二俣川) | 日置市         | 日置市         | 福添公明        | 996,000                    | 37.0      | 099-<br>297-2549 |
| 市来防災ダム  | 八房川          | いちき串<br>木野市 | いちき串<br>木野市 | 井出迫<br>正博   | 1,930,000                  | 41.0      | 0996-<br>36-8181 |
| 御手洗防災ダム | 御手洗川         | 出水市         | 出水市         | 山下健太        | 1,140,000                  | 43.4      | 0996-<br>84-2531 |

## 第 9 章 出 動 ・ 監 視 ・ 警 戒 及 び 水 防 作 業

気象注意報及び気象警報又は水防警報の発令があった場合における水防関係職員その他の関係者の水防のための出動，監視，警戒及び水防作業は，気象の状況，水位の状況等によって次のとおり実施しなければならない。

### I 出 動

#### 1 出動準備

水防管理者は，次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

- (1) 水防警報河川にあっては出動準備を要する水防警報が発令されたとき。
- (2) 河川等の水位がはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位。以下この章において同じ。）に達し，なお上昇のおそれがあり，かつ，出動の必要が予測されるとき。
- (3) 気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

#### 2 出 動

水防管理者は，次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ，警戒配置につかせ，その旨地域振興局建設部長等に報告するものとする。

- (1) 水防警報河川にあっては，水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- (2) 河川の水位がはん濫注意水位に達し，なお上昇のおそれがあり，非常事態の予測されるとき。
- (3) 堤防に異常を発見したとき。
- (4) 気象状況・風速等により高潮の危険が予知されるとき。

### II 監視及び警戒

#### 1 常時監視

水防管理者，水防団長又は消防機関の長は，常時巡視員を設け，随時区域内の河川海岸堤防等を巡視せしめ，水防上危険であると認められる箇所があるときは，当該河川，海岸堤防等の管理者に連絡して，必要な措置を求めなければならない。

#### 2 非常警戒

水防管理者は，出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし，特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し，特に次の状態に注意し，異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに，所轄地域振興局建設部長等に報告し，地域振興局建設部長等は，水防本部に報告するものとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水によるひび及び欠け崩れ
- (2) 堤防の冠水状況
- (3) 堤防の上端のひび又は沈下
- (4) 川側堤防斜面のひび又は欠け崩れ
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水
- (6) 橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常



### 3 警戒区域の設定

- (1) 水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (2) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

## Ⅲ 非常事態の発生と水防作業

### 1 非常事態の発生

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちにその旨を所轄地域振興局建設部長等並びにはん濫のおそれある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報しなければならない。

### 2 応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

### 3 自衛隊の出動

自衛隊法第83条により、自衛隊は災害に際し、知事の要請により、あるいは緊急の場合、独自の判断により出動する。

### 4 警察官の出動

水防管理者は、水防上必要があるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

### 5 水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、大体水位がはん濫注意水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が7～8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

水防工法一覧表

| 原因   |          | 工法                                     | 工法の概要                                    | 利用箇所、河川                 | 主に利用する資材              |
|------|----------|----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 越水   |          | 積み土俵工                                  | 堤防上端に土俵または土のうを数段積み上げる                    | 一般河川                    | 土のう、防水シート、鉄筋棒         |
|      |          | せき板工                                   | 堤防上端にくいを打ちせき板を当てる                        | 都市周辺河川<br>(土のうの入手困難)    | 鋼製支柱、軽量鋼板             |
|      |          | 蛇かご積み工                                 | 堤防上端に土俵の代わりに蛇かごを置く                       | 急流河川                    | 鉄線蛇かご、玉石、防水シート        |
|      |          | 水マット工<br>(連結水のう工)                      | 堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く                      | 都市周辺河川<br>(土のう、板など入手困難) | 既製水のう、ポンプ、鉄パイプ        |
|      |          | 裏むしろ張り工                                | 堤防居住地側斜面をむしろで被覆する                        | あまり高くない堤体の固い場所          | むしろ、半割竹、土俵            |
|      |          | 裏シート張り工                                | 堤防居住地側斜面を防水シートで被覆する                      | 都市周辺河川<br>(むしろ、竹の入手困難)  | 防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう |
| 漏水   | 堤防居住地側対策 | 釜段工<br>(釜築き、釜止め)                       | 居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地に円形に積み土俵する             | 一般河川                    | 土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ |
|      |          | 水マット式釜段工                               | 居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる | 都市周辺河川<br>(土砂、土のうの入手困難) | 既製水のうのポンプ、鉄パイプ        |
|      |          | 鉄板式釜段工<br>(簡易釜段工)                      | 居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地に鉄板を円筒形に組立てる           | 都市周辺河川<br>(土砂、土のうの入手困難) | 鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい     |
|      |          | 月の輪工                                   | 堤防居住地側斜面部によりかかり半円形に積み土俵する                | 一般河川                    | 土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒     |
|      |          | 水マット月の輪工                               | 居住地側小段、堤防居住地側斜面先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる  | 都市周辺河川<br>(土砂、土のうの入手困難) | 既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ  |
|      |          | たる伏せ工                                  | 居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地に底抜きたるまたはおけを置く         | 一般河川                    | たる、防水シート、土のう          |
|      |          | 導水むしろ張り工                               | 堤防居住地側斜面、犬走りにむしろなどを敷きならべる                | 一般河川(漏水量の少ない場所)         | 防水シート、丸太、竹            |
|      |          |                                        |                                          |                         |                       |
| 漏水対策 | 堤防川側対策   | 詰め土俵工                                  | 堤防川側斜面の漏水口に土俵などを詰める                      | 一般河川(構造物のある所、水深の浅い部分)   | 土のう、木ぐい、竹ぐい           |
|      |          | むしろ張り工                                 | 堤防川側の漏水面にむしろを張る                          | 一般河川(水深の浅い所)            | むしろ、竹、土のう、竹ピン         |
|      |          | 継ぎむしろ張り工                               | 堤防川側の漏水面に継ぎむしろを張る                        | 一般河川(漏水面の広い所)           | むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう   |
|      |          | シート張り工                                 | 堤防川側の漏水面に防水シートを張る                        | 都市周辺河川<br>(むしろの入手困難)    | 防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう |
|      |          | たたみ張り工                                 | 堤防川側の漏水面にたたみを張る                          | 一般河川(水深の浅い所)            | 土俵の代わりに土のう            |
|      | 洗掘       | むしろ張り工<br>継ぎむしろ張り工<br>シート張り工<br>たたみ張り工 | 漏水防止と同じ                                  | 芝付き堤防で比較的緩流河川           | 漏水防止と同じ               |
|      |          | 木流し工<br>(竹流し工)                         | 樹木(竹)に重り土俵をつけて流し、局部を被覆する                 | 急流河川                    | 立木、土のう、ロープ、鉄線、くい      |
|      |          | 立てかご工                                  | 堤防川側斜面に蛇かごを立てて被覆する                       | 急流河川、砂利堤防               | 鉄線、蛇かご、詰め石、くい、鉄線      |
|      |          |                                        |                                          |                         |                       |
|      |          |                                        |                                          |                         |                       |

| 原因         |               | 工法             | 工法の概要                               | 利用箇所、河川      | 主に利用する資材           |
|------------|---------------|----------------|-------------------------------------|--------------|--------------------|
| 洗掘         |               | 捨て土のう工<br>捨て石工 | 堤防川側斜面決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する          | 急流河川         | 土のう、石異形コンクリートブロック  |
|            |               | 竹網流し工          | 竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面を被覆する          | 緩流河川         | 竹、くい、ロープ、土のう       |
| 決壊         |               | わく入れ工          | 深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する          | 急流河川         | わく組み、石俵、鉄線、蛇かご     |
|            |               | 築きまわし工         | 堤防川側斜面の決壊による断面不足を補うため裏のりに土俵を積む      | 凸側堤防、他の工法と併用 | くい、割竹、板、土のう、くぎ     |
|            |               | びょうぶ返し工        | 竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りおのり面を覆う         | 比較的緩流河川      | 竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう |
| き裂         | 堤防上端          | 折り返し工          | 堤防上端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する      | 粘土質堤防        | 竹、土のう、ロープ          |
|            |               | くい打ち継ぎ工        | 折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる               | 砂質堤防         | くい、鉄線              |
|            | 堤防上端～堤防居住地側斜面 | 控え取り工          | き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので折り返し工と同じ | 粘土質堤防        | 竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線    |
|            |               | 継ぎ縫い工          | き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので控え取り工と同じ | 砂質堤防         | くい、竹、鉄線、土のう        |
|            |               | ネット張りき裂防止工     | 継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる                | 石質堤防         | くい、金網、鉄線、土のう       |
| 堤防居住地側斜面崩壊 | き裂            | 五徳縫い工          | 堤防居住地側斜面のき裂を竹で縫い、崩落を防ぐ              | 粘土質堤防        | 竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう    |
|            |               | 五徳縫い工（くい打ち）    | 堤防居住地側斜面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる      | 粘土質堤防        | くい、ロープ、土のう、丸太      |
|            |               | 竹さし工           | 堤防居住地側斜面のき裂が浅いとき、堤防斜面がすべらないように竹をさす  | 粘土質堤防        | 竹、土のう              |
|            |               | 力ぐい打ち工         | 堤防居住地側斜面先付近にくいを打ちこむ                 | 粘土質堤防        | くい、土のう             |
|            |               | かご止め工          | 堤防居住地側斜面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う       | 砂質堤防         | くい、竹、鉄線、土のう        |
|            |               | 立てかご工          | 堤防居住地側斜面に蛇かごを立て被覆する                 | 急流河川         | 鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ    |
|            | 崩壊            | くい打ち積み土俵工      | 堤防居住地側斜面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる         | 砂質堤防         | くい、布木、鉄線、土のう       |
|            |               | 土俵羽口工          | 堤防居住地側斜面に土俵を小口に積み上げる                | 一般堤防         | 竹ぐい、土砂、土のう         |
|            |               | つなぎくい打ち工       | 堤防居住地側斜面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる   | 一般堤防         | くい、土のう、布木、鉄線、土砂    |
|            |               | さくかき詰め土俵工      | つなぎくい打ちとほぼ同じでさくをつくる                 | 一般堤防         | くい、竹、そだ、鉄線、土のう     |
|            |               | 築きまわし工         | 堤防居住地側斜面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる        | 一般堤防         | くい、さく材、布木、土のう      |
| その他        |               | 流下物除去作業        | 橋のピアなどに堆積した流木の除去                    | 一般河川         | 長尺竹、とび口            |
|            |               | 水防対策車          | 現地対策本部の設置                           | 一般河川         | 指揮車、無線車            |

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

#### Ⅳ 相互協定

隣接する水防管理団体は，協力応援など水防事務に関し，あらかじめ協定しておかなければならない。

## 第 10 章 通信連絡及び輸送

### I 通信連絡

- 1 水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話、電報等の通信を要するものの主な系統は、第 4 章の I の 7 に定めたものとする。
- 2 水防通信受発地点、水防倉庫設置箇所、水防作業現場等には、必ず連絡用自動車等を設置しなければならない。
- 3 水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをするものとする。

### II 非常時、通信の確保

#### 1 ダイヤル通話とふくそう対策

大雨、洪水、高潮又は津波等の発生に際し防災関係機関の円滑な情報連絡を確保するため、NTTとしては、重要通信のそ通確保に支障を来たさないよう次の措置を講じる。

- (1) 防災関係機関の重要通話を確保する。

電話サービス契約約款第 68 条の 2 に定める災害時優先電話の選定を適切に行い、通話規制の対象にしない。

- (2) 街頭公衆電話（グレー、緑色）からの通話は規制されない。

- (3) 水防に関する主な災害時防災関係機関名は、別表 11 のとおりである。

#### 2 非常通話及び電報の取扱い

- (1) 非常、緊急通話の取扱いは、最優先とする。

また、一般の 100 番通話等については、非常、緊急通話に支障がない範囲において取扱う。

- (2) 電報については、非常、緊急電報についてその取扱いを確保し、最優先とする。

- (3) 非常通話又は非常電報を発信する際は、必ず「非常」と申し出ること。

#### 3 通信の途絶防止

孤立化防止対策用衛星電話（Ku-1CH）配備

災害発生時に NTT の通信回線が途絶し、その地域に対して通信不能となり孤立した場合にこれを救済し、孤立化を防止するために端末局は、NTT 支店・営業所、市町村役場、小・中学校、公民館等に配備している。通信の内容は、原則として非常通話及び緊急通話に限って、そ通される。

#### 4 非常通信

大雨，洪水，高潮又は津波等のため非常事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，有線通信を利用することができないか，又は，これを利用することが著しく困難であるときは，人命救助，災害の救援，交通通信の確保及び秩序維持のために限って利用することができる。

##### (1) 取扱い局

非常通信の取扱いは，すべての無線固定局，移動局であって災害地域等に無線局（パトロールカー等陸上移動局）が派遣され，又は，移動している場合は，その無線局を利用することができる。

(2) 非常通信取扱機関一覧表は，別表 1 2 のとおりである。

### Ⅲ 鹿児島県防災行政、水防及び消防防災無線の取扱い

#### 1 無線局の運用

##### (1) 平常

常時運用とする。通信の運用については、鹿児島県防災行政無線管理運用規程による。

##### (2) 非常時

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、通話がふくそうし、災害に関する無線電話の運用に支障をきたすおそれがある場合は、統制局の統制により運用する。

#### 2 鹿児島県防災行政無線設置状況とその系統

##### (1) 移動通信系

| 設置場所            | 移 動 局                       |       | 摘要  |
|-----------------|-----------------------------|-------|-----|
|                 | 呼 出 名 称                     | 出力(W) |     |
| 県庁              | ぼうさいかごしまけんちょう 2～7, 9 (全県)   | 10    | 車載型 |
|                 | かごしまけんぼうさい 1～17             | 10    | 携帯型 |
|                 | かごしまけんぼうさい 18～24            | 5     | 〃   |
| 環境保健センター        | ぼうさいかごしまかんきょう 1～2 (全県)      | 10    | 車載型 |
| 鹿児島地域振興局        | ぼうさいかごしま 1～5 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 指宿庁舎            | ぼうさいいぶすき 1～5 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 南薩地域振興局         | ぼうさいかせだ 1～5 (全県)            | 10    | 車載型 |
| 日置庁舎            | ぼうさいいじゅういん 1～4 (全県)         | 10    | 車載型 |
| 北薩地域振興局         | ぼうさいせんだい 1～7, 9, 11～14 (全県) | 10    | 車載型 |
| 環境放射線<br>監視センター | ぼうだいせんだいかんきょう 1～12 (地区)     | 10    | 車載型 |
|                 | 〃 1～2 (全県)                  | 10    | 車載型 |
|                 | かごしまけんぼうさい 51～55            | 10    | 携帯型 |
| 甕島支所            | ぼうさいなかこしき 1～2 (全県)          | 10    | 車載型 |
| 出水庁舎            | ぼうさいいずみ 1～5 (全県)            | 10    | 車載型 |
| 伊佐庁舎            | ぼうさいおおくち 1～6 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 湧水庁舎            | ぼうさいくりの 1～4 (全県)            | 10    | 車載型 |
| 始良・伊佐地域振興局      | ぼうさいかじききち 1～6 (全県)          | 10    | 車載型 |
| NHK鹿児島放送局       | ぼうさいかごしまけんちょう 20 (全県)       | 10    | 車載型 |
| 曾於支所            | ぼうさいおおすみ 1～6 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 大隅地域振興局         | ぼうさいかのや 1～9 (全県)            | 10    | 車載型 |
| 熊毛支庁建設課         | ぼうさいにしのおもて 1～5 (全県)         | 10    | 車載型 |
| 屋久島事務所          | ぼうさいあんぼう 1～3 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 大島支庁            | ぼうさいなぜ 1～9 (全県)             | 10    | 車載型 |
| 徳之島事務所          | ぼうさいとくのしま 1～3 (全県)          | 10    | 車載型 |
| 瀬戸内事務所          | ぼうさいせとうち 1～3 (全県)           | 10    | 車載型 |
| 沖永良部事務所         | ぼうさいおきえらぶ 1～3 (全県)          | 10    | 車載型 |
| 喜界事務所           | ぼうさいきかい 1 (全県)              | 10    | 車載型 |

| 設置場所    | 基 地 局      |           | 設置場所          | 基 地 局          |           |
|---------|------------|-----------|---------------|----------------|-----------|
|         | 呼出名称       | 出力<br>(W) |               | 呼出名称           | 出力<br>(W) |
| 紫尾山中継局  | ぼうさいしびさん   | 25        | 湯湾岳中継局        | ぼうさいゆわんだけ      | 25        |
| 尾巡山中継局  | ぼうさいおめぐりやま | 25        | 尾母中継局         | ぼうさいおも         | 25        |
| 牟礼ヶ岡中継局 | ぼうさいむれがおか  | 25        | 高知山中継局        | ぼうさいこうちやま      | 25        |
| 浅谷中継局   | ぼうさいあさに    | 25        | 永田山中継局        | ぼうさいながたやま      | 25        |
| 国見山中継局  | ぼうさいくにみやま  | 25        | 大山中継局         | ぼうさいおおやま       | 25        |
| 長屋山中継局  | ぼうさいちょうやさん | 25        | 長城中継局<br>(地区) | ぼうさいちょうじょ<br>う | 25        |
| 能野中継局   | ぼうさいよきの    | 25        |               |                |           |

(2) 消防・防災ヘリ通信系

| 設置場所            | 呼 出 名 称                                           | 出力(W) | 摘要          |
|-----------------|---------------------------------------------------|-------|-------------|
| 防災ヘリ            | J A KAGOSHIMA<br>かごしまけんぼうさいヘリ 1<br>(全県, 防災相互, 消防) | 1     | 航空機局<br>携帯局 |
| 枕崎空港            | かごしまけんぼうさいヘリきち                                    | 10    | 航空局         |
|                 | かごしまけんぼうさいフライトサービス                                | 10    | 〃           |
|                 | 〃 フライトサービス 8 1                                    | 5     | 〃           |
|                 | 〃 〃 8 2                                           | 5     | 〃           |
| 合庁局 ( 2 3 )     | かごしまけんぼうさい 2 5 ～ 4 8                              | 5     | 携帯局         |
| 市町村局等 ( 1 0 7 ) | かごしまけんぼうさい 1 0 1 ～ 2 0 7                          | 5     | 携帯局         |
| 県庁中継局           | かごしまけんヘリテレ                                        | 5     | 携帯基地局       |
|                 | 〃 ながたやまヘリテレ                                       | 5     | 〃           |
|                 | 〃 よきのヘリテレ                                         | 5     | 〃           |
|                 | 〃 おおやまヘリテレ                                        | 5     | 〃           |
|                 | かごしまけんぼうさい                                        | 10    | 〃           |
|                 | くにみやまぼうさい                                         | 10    | 〃           |
|                 | しびさん 〃                                            | 10    | 〃           |
|                 | おめぐりやま 〃                                          | 10    | 〃           |
|                 | ながたやま 〃                                           | 10    | 〃           |
|                 | おも 〃                                              | 10    | 〃           |
|                 |                                                   |       |             |
|                 |                                                   |       |             |



## (3) 固定通信系

| 設置場所          | 呼出名称          |
|---------------|---------------|
| 県庁            | ぼうさいかごしまけんちょう |
| 鹿児島地域振興局本庁舎   | 〃 かごしまごうちょう   |
| 〃 日置庁舎        | 〃 いじゅういん      |
| 南薩地域振興局本庁舎    | 〃 かせだ         |
| 〃 指宿庁舎        | 〃 いぶすき        |
| 北薩地域振興局本庁舎    | 〃 せんだい        |
| 〃 さつま庁舎       | 〃 みやのじょう      |
| 〃 出水庁舎        | 〃 いずみ         |
| 始良・伊佐地域振興局本庁舎 | 〃 かじき         |
| 〃 伊佐庁舎        | 〃 おおくち        |
| 大隅地域振興局本庁舎    | 〃 かのや         |
| 〃 曾於庁舎        | 〃 おおすみ        |
| 熊毛支庁舎         | 〃 くまげしちょう     |
| 屋久島庁舎         | 〃 やくしまごうちょう   |
| 大島支庁舎         | 〃 おおしましちょう    |
| 瀬戸内庁舎         | 〃 せとうちごうちょう   |
| 喜界庁舎          | 〃 きかいごうちょう    |
| 徳之島庁舎         | 〃 とくのしまごうちょう  |
| 沖永良部庁舎        | 〃 おきえらぶごうちょう  |
| 環境保健センター      | 〃 かごしまかんきょう   |
| 環境放射線監視センター   | 〃 せんだいかんきょう   |

## (4) 中継局（固定局）

| 設置場所   | 呼出名称      |
|--------|-----------|
| 紫尾山中継局 | ぼうさいしびさん  |
| 尾巡山 〃  | 〃 おめぐりやま  |
| 牟礼ヶ岡 〃 | 〃 むれがおか   |
| 浅谷 〃   | 〃 あさに     |
| 国見山 〃  | 〃 くにみやま   |
| 長屋山 〃  | 〃 ちょうやさん  |
| 惣陣ヶ丘 〃 | 〃 そうじんがおか |
| 宮田山 〃  | 〃 みやたやま   |
| 猪鹿倉 〃  | 〃 いがくら    |
| 天堂ヶ尾 〃 | 〃 てんどうがお  |
| 長城 〃   | 〃 ちょうじょう  |

| 設置場所  | 呼出名称     |
|-------|----------|
| 能野中継局 | ぼうさいよきの  |
| 湯湾岳 〃 | 〃 ゆわんだけ  |
| 尾母 〃  | 〃 おも     |
| 高知山 〃 | 〃 こうちやま  |
| 永田山 〃 | 〃 ながたやま  |
| 大山 〃  | 〃 おおやま   |
| 屋敷平 〃 | 〃 やしきでら  |
| 悪石島 〃 | 〃 あくせきじま |
| 屋久島 〃 | 〃 やくしま   |
| 中之島 〃 | 〃 なかのしま  |

(5) 地域衛星通信系

| 設置場所      | 無線局名     | 設置場所   | 無線局名  | 設置場所   | 無線局名  |
|-----------|----------|--------|-------|--------|-------|
| 鹿児島県庁     | 鹿児島県庁局   | 志布志市役所 | 志布志市局 | 中種子町役場 | 中種子町局 |
| 鹿児島市役所    | 鹿児島市局    | 南九州市役所 | 南九州市局 | 南種子町役場 | 南種子町局 |
| 鹿屋市役所     | 鹿屋市局     | 伊佐市役所  | 伊佐市局  | 屋久島町役場 | 屋久島町局 |
| 枕崎市役所     | 枕崎市局     | 奄美市役所  | 奄美市局  | 大和村役場  | 大和村局  |
| 阿久根市役所    | 阿久根市局    | 姶良市役所  | 姶良市局  | 宇検村役場  | 宇検村局  |
| 出水市役所     | 出水市局     | 三島村役場  | 三島村局  | 瀬戸内町役場 | 瀬戸内町局 |
| 指宿市役所     | 指宿市局     | 十島村役場  | 十島村局  | 龍郷町役場  | 龍郷町局  |
| 西之表市役所    | 西之表市局    | さつま町役場 | さつま町局 | 喜界町役場  | 喜界町局  |
| 垂水市役所     | 垂水市局     | 長島町役場  | 長島町局  | 徳之島町役場 | 徳之島町局 |
| 薩摩川内市役所   | 薩摩川内市局   | 湧水町役場  | 湧水町局  | 天城町役場  | 天城町局  |
| 日置市役所     | 日置市局     | 大崎町役場  | 大崎町局  | 伊仙町役場  | 伊仙町局  |
| 曾於市役所     | 曾於市局     | 東串良町役場 | 東串良町局 | 和泊町役場  | 和泊町局  |
| 霧島市役所     | 霧島市局     | 錦江町役場  | 錦江町局  | 知名町役場  | 知名町局  |
| いちき串木野市役所 | いちき串木野市局 | 南大隅町役場 | 南大隅町局 | 与論町役場  | 与論町局  |
| 南さつま市役所   | 南さつま市局   | 肝付町役場  | 肝付町局  |        |       |

3 鹿児島県水防・消防防災無線設置状況とその系統

| 設置場所   | 呼出名称        | 出力(W)    | 摘要   |
|--------|-------------|----------|------|
| 県庁（固定） | しょうぼうかごしまけん | 0.000063 | 装置共用 |
| 〃（〃）   | すいぼうかごしま    |          |      |

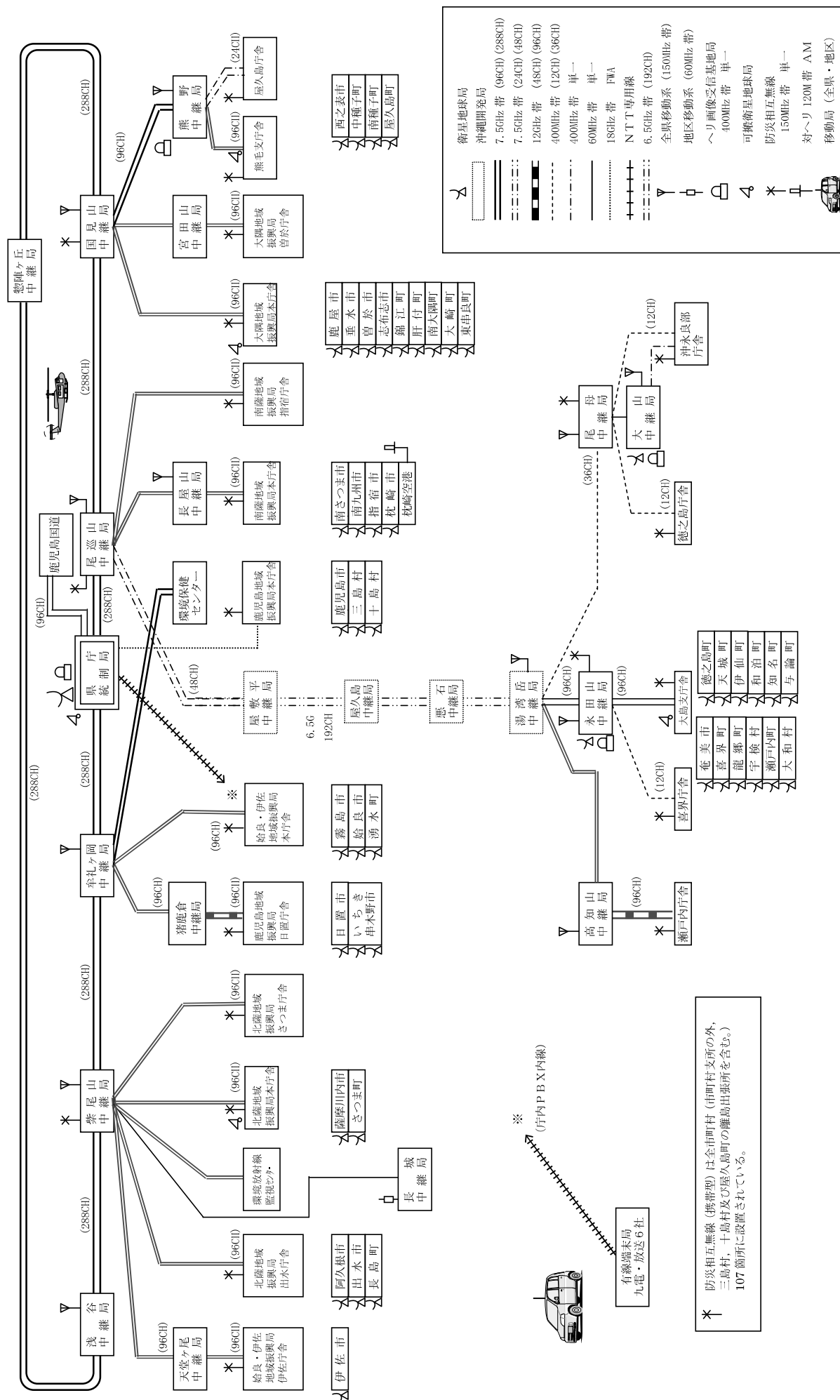
4 鹿児島県無線系統図

（別紙）

IV 輸送

- 1 本部－地域振興局間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状態に従って通行路線を決定し、輸送の正確を図らねばならない。
- 2 地域振興局等－水防管理団体間の輸送経路については、地域振興局建設部長等は、かねて管内の輸送経路を定めて、管内の報告に基づく状況に従って通行路線を指示しなければならない。

鹿兒島県防災行政無線構成図 (H23年4月)



## 第 11 章 避難のための立退き

洪水、高潮、津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、本部長、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、所轄警察署長と、あらかじめ、避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。

水防管理者が立退きを指示したときは、速やかに水防本部にその旨報告しなければならない。

## 第 12 章 費用負担と公用負担

### I 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、その水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

### II 公用負担

#### 1 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

#### 2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| 第                                          | 号 |
| 公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書                      |   |
| 年 齢      氏      名                          |   |
| 上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 |   |
| 平成      年      月      日                    |   |
| 水防管理者（水防団長，消防機関の長）                         |   |
| 氏      名                                   | 印 |

### 3 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                          |     |               |     |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------|-----|-----|
| 第 号                                                                                                                                                                                                                      |     |               |     |     |
| 公 用 負 担 証 票                                                                                                                                                                                                              |     |               |     |     |
| 物 件                                                                                                                                                                                                                      | 数 量 | 負担内容（使用収用処分等） | 期 間 | 摘 要 |
|                                                                                                                                                                                                                          |     |               |     |     |
| <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">（水防団長・消防機関の長）</p> <p style="text-align: right;">事務取扱者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">殿</p> |     |               |     |     |

### Ⅲ 損失補償

前記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

## 第 13 章 水 防 解 除

- 1 水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄地域振興局建設部等にその旨報告するものとする。
- 2 地域振興局建設部長等は、水防管理者からの報告により所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、地域振興局建設部等の水防体制を解除し、本部長に報告する。
- 3 本部長は、地域振興局建設部長等からの報告により県下の地域振興局建設部等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮のおそれがなくなったときは、本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

## 第 14 章 水防報告と水防記録

### I 水防報告

水防管理者及び地域振興局建設部長等は、水防活動が終了したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、水防管理者にあつては別記第 1 号様式により所轄地域振興局建設部長等に、地域振興局建設部長等にあつては別記第 2 号様式により本部長に報告しなければならない。

- 1 天候の状況
- 2 出水の状況
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4 堤防その他の施設等の異常の有無
- 5 水防作業の状況
- 6 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- 7 水防法第 28 条の規定による公用負担の種類及び数量
- 8 応援の状況
- 9 一般住民の出動状況
- 10 警察の援助状況
- 11 現地指導員の職氏名
- 12 避難のための立退きの状況
- 13 水防関係者の死傷
- 14 殊勲者及びその功績
- 15 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

### II 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管しなければならない。

- 1 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- 2 出動水防作業員の数
- 3 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- 4 使用資材及び数量
- 5 破損した器具、資材名及び数量
- 6 警戒中の水位
- 7 水防法第 17 条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- 8 収用又は購入の器具 資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- 10 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- 11 避難のための立退きを指示した理由
- 12 支出費帳簿
- 13 その他記録を必要とする理由



## ※水防活動実施状況報告書の記載要領

### (第1号様式)

- 1 各水防管理団体及び地域振興局建設部等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各水防管理団体は、所轄地域振興局建設部長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

### (第2号様式)

- 1 地域振興局建設部長等は、各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して、第2号様式の報告書を作成すること。
- 2 第2号様式の報告書に第1号様式の報告書1部を付して、本部長（河川課取扱い）あて提出すること。
- 3 記載要領
  - (1) 出水の概況  
出水当時の模様を具体的に記入すること。
  - (2) 水防実施箇所  
箇所数を記入すること。
  - (3) 水防実施の日時及び終結日時  
管内水防管理団体中、出動の最も早かったものと、最終解決のものについて記入すること。
  - (4) 作業の概況  
工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。

## 水 防 活 動 実 施 状 況 報 告 書

(管理団体名)

印

|                             |                                    |      |       |    |             |       |                  |                                        |             |       |                   |              |          |  |  |
|-----------------------------|------------------------------------|------|-------|----|-------------|-------|------------------|----------------------------------------|-------------|-------|-------------------|--------------|----------|--|--|
| 水防実施の<br>台風名又は<br>豪 雨 名     |                                    |      |       |    |             |       |                  | 指 定<br>非 指 定<br>の 別                    |             |       |                   |              |          |  |  |
| 出 水 の<br>概 況                |                                    |      |       |    |             |       |                  | 区 分                                    |             |       | 管 団 体<br>理 分<br>円 | 県 支 出 分<br>円 | 合 計<br>円 |  |  |
| 水防実施の<br>場 所                |                                    |      |       |    |             |       |                  | 所<br>要<br>経<br>費                       | 人<br>件<br>費 | 手 当   |                   |              |          |  |  |
| 日 時                         | 自 平成 年 月 日 時 時間<br>至 平成 年 月 日 時 時間 |      |       |    |             |       |                  |                                        |             | そ の 他 |                   |              |          |  |  |
|                             |                                    |      |       |    |             |       |                  |                                        |             | 計     |                   |              |          |  |  |
| 活 動 人 員                     | 水防団員                               | 消防団員 | そ の 他 | 計  | 物<br>件<br>費 | 資 材 費 |                  |                                        |             |       |                   |              |          |  |  |
|                             | 人                                  | 人    | 人     | 人  |             | 器 材 費 |                  |                                        |             |       |                   |              |          |  |  |
|                             |                                    |      |       |    |             | 燃 料 費 |                  |                                        |             |       |                   |              |          |  |  |
| 水防作業の<br>概 況 ・<br>工 法 ・ 延 長 |                                    |      |       |    |             |       |                  | 雑 費                                    |             |       |                   |              |          |  |  |
|                             |                                    |      |       |    |             |       |                  | 計                                      |             |       |                   |              |          |  |  |
|                             |                                    |      |       |    |             |       |                  | 合 計                                    |             |       |                   |              |          |  |  |
| 水 防 の<br>結 果                | 堤防                                 | 田    | 畑     | 家  | 鉄道          | 道路    | 使<br>用<br>資<br>材 | かます<br>吠                               | 俵           | 俵     | 俵                 |              |          |  |  |
|                             | 効 果                                | m    | ha    | ha | 戸           | m     |                  |                                        | m           | 円     | 円                 | 円            |          |  |  |
|                             | 被 害                                | m    | ha    | ha | 戸           | m     |                  | m                                      | 縄           | kg    | kg                | kg           |          |  |  |
|                             |                                    | 円    | 円     | 円  | 円           | 円     |                  | 円                                      |             | 円     | 円                 | 円            |          |  |  |
|                             | 被 害 額                              | 円    | 円     | 円  | 円           | 円     |                  | 円                                      | 丸 太         | 本     | 本                 | 本            |          |  |  |
|                             |                                    | 円    | 円     | 円  | 円           | 円     |                  | 円                                      |             | 円     | 円                 | 円            |          |  |  |
| 他 の 団 体<br>よ り の<br>応 援 状 況 |                                    |      |       |    |             |       |                  | 立 退 きの 状 況 及 び<br>それを指示した理由            |             |       |                   |              |          |  |  |
| 居 住 者<br>出 動 状 況            |                                    |      |       |    |             |       |                  | 水防功労者の年齢及び<br>所属並びに功績概要                |             |       |                   |              |          |  |  |
| 警察の応援<br>状 況                |                                    |      |       |    |             |       |                  | 堤防その他の施設等の<br>状況，異常を感じたとき<br>はその場所及び状況 |             |       |                   |              |          |  |  |
| 現地指導員<br>の 職 氏 名            |                                    |      |       |    |             |       |                  | 水 防 活 動 に 関 す る<br>自 己 批 判             |             |       |                   |              |          |  |  |
| 水防関係者<br>の 死 傷              |                                    |      |       |    |             |       |                  | 備 考                                    |             |       |                   |              |          |  |  |

平成  
年  
月  
日

地域振興局・支庁名

| 水防の概要 | 水防作業の概況 | 水防実施箇所 | 水防実施日及び終了日 | 出動人員数    | 水防作業の概況 | 水防効果 | 被害 | 所要経費概算  |
|-------|---------|--------|------------|----------|---------|------|----|---------|
|       |         |        |            | 水防要員     |         | 堤防   | m  | 県費<br>円 |
|       |         |        |            | 消防団員     |         | 田    | ha | 円       |
|       |         |        |            |          |         | 畑    | ha | 円       |
|       |         |        |            |          |         | 家屋   | 戸  | 円       |
|       |         |        |            | 県水防要員    |         | 鉄道   | m  | 円       |
|       |         |        |            |          |         | 道路   | m  | 円       |
|       |         |        |            | 使用資材（数量） |         |      |    |         |
| その他の人 | 品名      | 管理団体分  | 数量         | 金額       | 県支      | 数量   | 金額 | 分       |
|       |         |        |            |          |         |      |    |         |
| 合計    |         |        |            |          |         |      |    |         |
|       |         |        |            |          |         |      |    |         |
|       |         |        |            |          |         |      |    |         |
|       |         |        |            |          |         |      |    |         |
|       |         |        |            |          |         |      |    |         |

## 第 15 章 水 防 管 理 団 体 の 水 防 計 画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ当該団体の水防協議会又は防災会議に諮らなければならない。  
なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、毎年当該水防管理団体の水防計画を関係地域振興局建設部長等、関係警察署長及び消防機関の長に通知しなければならない。

## 第 16 章 隣接県との協定

### I 宮崎県との協定事項

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定をしている。

(参考) 大淀川水系，川内川水系水防協定書

#### 大淀川水系，川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり定める。

#### 記

- 1 両県にまたがる大淀川（支川を含む）及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤防が決壊もしくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡するものとする。
- 2 前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具等の応援をなすものとする。

昭和 63 年 4 月 13 日

宮崎県知事 松形 祐 堯  
鹿児島県知事 鎌田 要 人

## 第 17 章 水防施設及び水防器具

### I 水防施設

- 1 指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- 2 その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。
- 3 水防倉庫又は水防器具資材の備付場には、その施設に応じて標準備蓄数量を明記した木製標札をかけること。

### II 地域振興局建設部等整備水防器具資材

- 1 水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるよう常に留意し、使用方法の適確を期するとともに、水防の必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。  
使用の主な場合は、決壊のおそれある堤防護岸等の出水前の応急補強工作上必要があるとき及び水防上緊急を要し、水防管理団体の資材で間に合わず、特に水防管理者から要請のあったときとする。
- 2 豪雨出水の際地域振興局建設部等の備蓄資材に不足を生じ、緊急な必要があるときは、本部に連絡のうえ隣接地域振興局建設部等に資材の応援配賦を求めるものとし、要請された地域振興局建設部等ではできる限り協力するものとする。
- 3 水防資材の受払いについては、別記第 3 号様式の受払簿を備え、常に正確に受払いを記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに、別記第 4 号様式の報告書を本部長に提出しなければならない。

別記第 3 号様式

品 名

水防資材受払簿

取扱者氏名

| 責任者印 | 年 月 日 | 単 位 | 受 | 払 | 残 | 摘 要 |
|------|-------|-----|---|---|---|-----|
|      |       |     |   |   |   |     |
|      |       |     |   |   |   |     |
|      |       |     |   |   |   |     |

別記第 4 号様式

水防用備蓄資材使用報告書

作成者氏名

| 品 名 | 使用数量 | 使用箇所 | 使用年月日 | 使用の状況（工法） | 残高摘要 |
|-----|------|------|-------|-----------|------|
|     |      |      |       |           |      |
|     |      |      |       |           |      |
|     |      |      |       |           |      |

### Ⅲ 水防管理団体整備水防器具資材

- 1 指定水防管理団体においては、おおむね次のとおり器具資材を準備しておくものとし、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

| 品 名              | 単位 | 数量    | 品 名  | 単位 | 数量  |
|------------------|----|-------|------|----|-----|
| かます 吠 (ビニール土のう等) | 枚  | 2,000 | 唐鋤   | 丁  | 10  |
| 筵                | 枚  | 200   | 掛矢   | 丁  | 10  |
| 縄                | 本  | 100   | 竹    | 束  | 50  |
| 杉丸太末口 3 寸～3 間    | 本  | 20    | 粗朶   | 束  | 200 |
| 〃 3 寸～2.5 間      | 本  | 50    | スコップ | 丁  | 30  |
| 〃 3 寸～2 間        | 本  | 100   | 蛸槌   | 丁  | 10  |
| 〃 3 寸～1 間        | 本  | 200   | ペンチ  | 個  | 8   |
| 鎌                | 丁  | 10    | ハンマー | 丁  | 8   |
| 鋸                | 丁  | 15    | 針金   | kg | 50  |
| 斧                | 丁  | 8     | 照明器具 | 個  | 5   |

- 2 その他の水防管理団体は、おおむね次のとおり水防器具資材を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

| 品名               | 単位 | 数量    | 品名   | 単位 | 数量  | 品名   | 単位 | 数量 |
|------------------|----|-------|------|----|-----|------|----|----|
| かます 吠 (ビニール土のう等) | 枚  | 1,000 | 竹    | 束  | 30  | 掛矢   | 丁  | 8  |
| 筵                | 枚  | 100   | 粗朶   | 束  | 100 | 蛸槌   | 丁  | 5  |
| 縄                | 本  | 60    | スコップ | 丁  | 20  | ペンチ  | 個  | 4  |
| 杉丸太末口 3 寸～3 間    | 本  | 10    | 鎌    | 丁  | 5   | ハンマー | 丁  | 5  |
| 〃 3 寸～2.5 間      | 本  | 30    | 鋸    | 丁  | 10  | 針金   | kg | 30 |
| 〃 3 寸～2 間        | 本  | 60    | 斧    | 丁  | 5   | 照明器具 | 個  | 3  |
| 〃 3 寸～1 間        | 本  | 100   | 唐鋤   | 丁  | 5   |      |    |    |

- 3 水防管理者は、水防器具資材確保のため水防区域住民の手持器具資材をあらかじめ調査して、緊急の場合の補給策を講じておくこと。

### Ⅳ 地域振興局建設部等の水防器具、資材整備上の任務

地域振興局建設部長等は、管内の水防管理団体及び一般の水防器具資材の備蓄状況を常に把握し、水防を要する区域の実態を掌握して、水防業務の遂行上十分な対策をたてておかねばならない。

管内水防倉庫設置箇所及び主要器具資材の在庫数量は、別表 1 3 のとおりである。

各地域振興局建設部の水防器具及び備蓄資材の数量は、別表 1 4 のとおりである。

## 第 18 章 水防標識・信号及び身分証票

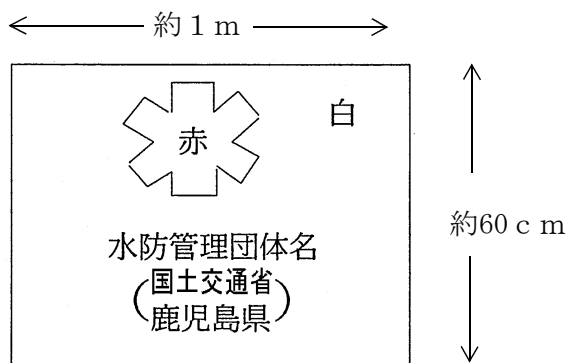
### I 水防標識

水防法第 18 条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりである。

(昭和24年9月 7日鹿児島県告示第296号)

(昭和31年5月28日鹿児島県告示第431号改正)

標 旗



### II 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

(昭和24年10月17日鹿児島県規則第85号)

- 1 第 1 信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 2 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。

#### 区分及び信号

| 区分\方法 | 警 鐘 信 号                                                                                  | サ イ レ ン 信 号                             |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第一信号  | ○休止 ○休止 ○休止                                                                              | 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒<br>○ー 休止 ○ー 休止 ○ー |
| 第二信号  | ○ー○ー○ ○ー○ー○<br>○ー○ー○                                                                     | 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒<br>○ー 休止 ○ー 休止 ○ー   |
| 第三信号  | ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○<br>○ー○ー○ー○                                                               | 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒<br>○ー 休止 ○ー 休止        |
| 第四信号  | 乱打                                                                                       | 約1分 約5秒 約1分 約5秒<br>○ー 休止 ○ー 休止          |
|       | 1 信号は適宜の時間継続すること。<br>2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。<br>3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。 |                                         |



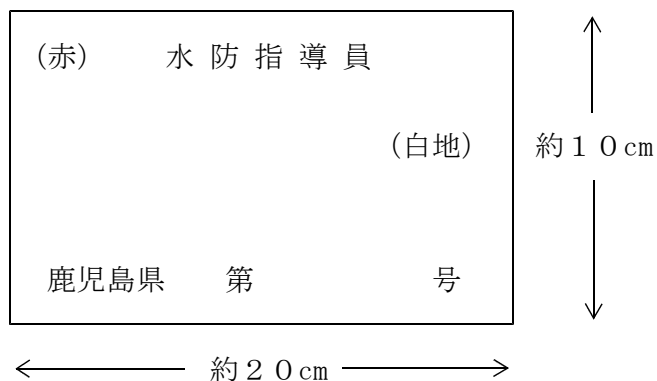
### Ⅲ 身分証書

水防法第49条第2項の規定に基づく鹿児島県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

|                                                                                                |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 号</p> <p>水 防 職 員 之 証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年月日 平成 年 月 日</p> <p>鹿児島県</p> | <p>心 得</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</li><li>2. 記名以外の者の使用を禁ず。</li><li>3. 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返納すること。</li><li>4. 本証の身分に異動があったときは速かに訂正をうけること。</li></ol> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### Ⅳ 水防指導員章

指導のため現地に赴く鹿児島県職員は、次の腕章をつけるものとする。



## 第 19 章 水 防 訓 練

### I 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から水防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施しておくことが必要である。

- 1 観 測
- 2 通 信
- 3 動 員
- 4 輸 送
- 5 工 法
- 6 水門等の操作
- 7 避難、誘導、救護

### II 実施時期

- 1 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて行うよう努めるものとする。
- 3 地域振興局建設部等は、本部の指示する時期に行うこと。

Ⅲ 水防管理団体が実施する水防訓練については、あらかじめ所轄地域振興局建設部長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。